

宮城県時短要請等関連事業者支援金交付要綱

第1章 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響緩和に係る一般事業者向け支援金

(趣旨・目的)

第1条 株式会社東北博報堂（以下「事務局」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下「緊急事態措置」という。）、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（同項第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下「まん延防止等重点措置」という。）又は法第24条第9項に基づき要請した宮城県内の営業時間短縮の協力要請（以下、「営業時間短縮等協力要請」という。）に伴う飲食店の休業若しくは営業時間短縮又は不要不急の外出若しくは移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業・小規模事業者等に対し、事業の継続を支援するため、予算の範囲内において、宮城県時短要請等関連事業者支援事業運営事業費補助金交付要綱に基づき、時短要請等関連事業者支援金（以下この章において「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下この章において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この章において「中小企業・小規模事業者等」とは、2021年4月1日時点において、次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人又は個人のことをいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人であること。なお、法人について、申請の対象とする期間が属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除き、法人名が変更されている場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程による法人の番号に変更がない場合については同一の法人、変更がある場合については別の法人とみなす。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

2 この章において「申請者」とは、支援金において入手した情報について、他の給付との重複など、事業の実施等に必要となる範囲で関係機関が情報を共有することについて、同意のうえ第3条に掲げる要件を満たし、交付申請を行う者のことをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、中小企業・小規模事業者等であって、対象飲食店（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域をいう。以下この章において「緊急事態措置区域」という。）又は新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。以下この章において「重点措置区域」という。）のうち法第31条の6第1項に基づいて都道府県知事が定める区域（以下この章において「措置区域」という。）に所在し、法第45条第2項又は第31条の6第1項に基づいた休業又は営業時間短縮の要請を受けており、かつ、地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店（食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）と直接若しくは間接の取引があること、又は、緊急事態措置区域若しくは重点措置区域における、法第45条第1項若しくは第24条第9項に基づいた不要不急の外出若しくは移動の自粛による直接的な影響を受けたこと（以下この章においてこれらの影響を総称して「対象措置影響」という。）によ

り、2021年の4月若しくは5月又は2021年の8月若しくは9月の月間の法人事業収入（第3条第1項第2号イに規定する法人事業収入をいう。）、個人事業収入（同項第3号イに規定する個人事業収入をいう。）又は業務委託契約等収入（同項第4号イに規定する業務委託契約等収入をいう。）（以下この章においてこれらを総称して「事業収入等」という。）が、申請者の事業へ新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下この章において「基準年」という。）の同じ月の月間の事業収入等と比較して減少した者であって（以下この章においてこの2021年の月を「対象月」と、基準年の対象月と同じ月を「基準月」という。）、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書（以下この章において「法人確定申告書」という。）の別表1に記載される納税地を宮城県内（以下この章において「県内」という。）に置き、事業を営む法人（ただし、第11条1号ロハ）に該当する場合は、登記事項証明書（全部証明書）に記載された主たる事業所の住所を納税地とみなす）又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下この章において「個人確定申告書」という。）の第一表に記載される住所を県内に置き、事業を営む個人であること
- (2) 法人が申請者の場合には、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当しなければならない。
 - イ 2019年以前から事業を行っている者であって、基準年の4月及び5月又は8月及び9月（以下この章において「基準期間」という。）が属する事業年度並びに2021年4月及び5月又は8月及び9月（以下この章において「対象期間」という。）において、法人事業収入（法人確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も事業を継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること
 - ロ 対象月における月間の法人事業収入（以下この章において「月間法人事業収入」という。）が、その月の対象措置影響により、基準月の月間法人事業収入と比べて30%以上50%未満減少していること（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、法人事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。
 - ハ 対象期間における法人事業収入の合計が、対象措置影響により、基準期間の法人事業収入の合計と比べて20万円以上減少していること
- (3) 個人（ただし、この号に定める個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合を除く。）が申請者の場合には、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当しなければならない。
 - イ 2019年以前から事業を行っている者であって、基準年及び対象期間において、個人事業収入（個人確定申告書の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、2019年及び2020年の年間の個人事業収入（以下この章において「年間個人事業収入」という。）は当該欄に記載されるものを用いるものとする。ただし、第11条第2号イに基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下この章において「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年及び2020年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。以下この章において同じ。）（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること
 - ロ 対象月における月間の個人事業収入（以下この章において「月間個人事業収入」という。）が、その月の対象措置影響により、基準月の月間個人事業収入と比べて30%以上50%未満減少していること（ただし、基準月の月間個人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）。なお、対象月への該当性を判

断するに当たっては、個人事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。

ハ 対象期間における個人事業収入の合計が、対象措置影響により、基準期間の個人事業収入の合計と比べて10万円以上減少していること

(4) 申請者が個人であって、前号イに定める個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人の場合には、次のイからニのいずれにも該当しなければならない。

イ 2019年以前から事業を行っている者であって、基準年及び対象期間において、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下この章において「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており（個人確定申告書第一表における「収入金額等」の「雑業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの（以下この章において「年間業務委託契約等収入」という。）が、他のいずれの収入（個人確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該個人確定申告書第一表と同年分の個人確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）をいう。）も下回らないことをいう。）、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること

ロ 対象月における月間の業務委託契約等収入（以下この章において「月間業務委託契約等収入」という。）が、その月は、当該月の対象措置影響により、基準月の業務委託契約等収入（雑所得・給与所得（業務委託契約等収入）に係る月間の収入金額等を確認できる書類上の額をいう。以下この章において同じ。）と比べて30%以上50%未満減少していること（ただし、基準月の月間業務委託契約等収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、月間業務委託契約等収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。

ハ 対象期間における業務委託契約等収入の合計が、対象措置影響により、基準期間の業務委託契約等収入の合計と比べて10万円以上減少していること

ニ 基準年及び対象期間以降において、被雇用者又は被扶養者ではないこと

2 前項第3号ロにおける対象月への該当性の判断において、青色申告を行っている者の場合は、基準月の月間個人事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる各号のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

- (1) 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
- (2) 所得税青色申告決算書に月間個人事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
- (3) 合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合

3 第1項第3号ロにおける対象月への該当性の判断において、白色申告を行っている者の場合、個人確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した場合又は第11条第2号イに基づき住民税の申告書類の控えを用いる場合には、基準年の各月における個人事業収入が記載されないことから、基準月の月間事業収入（月別売上）を確認できる書類上の額と、対象月の月間個人事業収入とを比較するものとする。

4 第1項第4号ロにおいて、第11条第3号イの規定に基づき、住民税の申告書類の控えを用いる場合には、第1項第4号ロに定める個人確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）におけるそれぞれの収入金額の相当するもので代替するものとする。

（不交付要件）

第4条 次のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず支援金の交付を行わない。

- (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人である場合

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う場合
- (3) 政治団体である場合
- (4) 宗教上の組織又は団体である場合
- (5) 申請者又はその法人の役員が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合。暴力団又は暴力団員等との関係を有する場合。また、暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けている場合
- (6) 4月、5月を対象月とする支援金の交付について、まん延防止等重点措置及び営業時間短縮等協力要請の対象となった期間（2021年4月5日午後8時から2021年6月1日午前5時まで）の宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付対象者となっている場合（交付の有無は問わない）
- (7) 8月、9月を対象月とする支援金の交付について、緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び営業時間短縮等協力要請の対象となった期間（2021年7月21日午後9時から2021年10月1日午前5時まで）の宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店・大規模施設等）の交付対象者となっている場合（交付の有無は問わない）
- (8) 4月、5月を対象月とする支援金の交付について、同月を対象とした国の緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程による月次支援金（以下「月次支援金」という。）の給付対象者である場合
- (9) 8月、9月を対象月とする支援金の交付について、同月を対象とした月次支援金の給付対象者である場合
- (10) 4月、5月を対象月とする支援金の交付について、2021年7月21日から2021年8月31日までに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ又はハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者を対象とした宮城県定時定路線・生活維持支援金に対し、同支援金交付要綱に基づき交付の申請を行った又は交付の申請を行う予定のある者である場合
- (11) 8月、9月を対象月とする支援金の交付について、2021年10月15日から2021年11月12日までに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う法人若しくは任意団体又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者を対象とした宮城県定時定路線・生活維持支援金に対し、同支援金交付要綱に基づき交付の申請を行った又は交付の申請を行う予定のある者である場合
- (12) 対象措置影響によらず、事業活動に季節性がある場合で、通常事業収入等を得られない時期を対象月としている場合
- (13) 対象措置影響によらず、売上計上基準の変更や取引先との取引時期で調整することで、対象月の売上の減少が生じている場合
- (14) 対象措置影響によらず、単に営業日数が減少したことで、対象月の売上が減少している場合
- (15) その他事務局が当該支援金の趣旨・目的に照らして適当ではないと判断した場合

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、法人にあつては20万円、個人にあつては10万円とし、その交付は4月及び5月、8月及び9月の対象期間において、各1回限りとする。

（交付申請）

第6条 支援金の申請期間は、申請の受付を開始した日から令和3年11月30日までとする。

2 支援金の交付の申請は、申請期間内に、事務局が指定する方法により、事務局に対し行うものとする。なお、合理的な事由により本人による申請が難しく、事由を説明する書類及び委任状が添付されている場合を除き、代理の申請は認めない。また、事務局は、県内に支援場所を設置して、申請者に対し申請の支援を行うことができる。

3 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第1号（交付申請書兼実績報告書兼交付請求書）によるものとし、次の各号に掲げる書類（以下この章において「添付書類等」とい

う。)を添付して事務局に提出するものとする。ただし、事務局は次の各号に掲げる書類のうち必要がないと認めるものがある場合には、その添付を省略させることがある。

(1) 申請者が法人の場合は、次のイからチまでの全て。

- イ 関連事業者に係る影響確認書(様式第1号-別紙1)
- ロ 宣誓・同意書(様式第2号)
- ハ 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)
- ニ 事業を営んでいることがわかる書類の写し(事業(施設等)を営むために必要となる許可、認可、免許、登録、届出、証明、認証等の写し)
- ホ 申請者(法人)名義の振込口座を確認できる書類
- ヘ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の法人確定申告書の写し(法人確定申告書別表1(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、受付日、受付番号が記載されている書類(受信通知)を合わせて添付すること。)及び法人事業概況説明書の控えの写し)
- ト 申請者の対象期間の売上がわかる書類(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象期間の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)
- チ その他事務局が必要と認める書類

(2) 申請者が個人であって、青色申告を行っている場合は、次のイからチまでの全て

- イ 関連事業者に係る影響確認書(様式第1号-別紙1)
- ロ 宣誓・同意書(様式第2号)
- ハ 別表1に定める申請者の本人情報(氏名、生年月日、現住所)を確認できる書類の写し
- ニ 事業を営んでいることがわかる書類の写し(事業(施設等)を営むために必要となる許可、認可、免許、登録、届出、証明、認証等の写し)
- ホ 申請者(本人)名義の振込口座を確認できる書類
- ヘ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の個人確定申告書の写し(個人確定申告書第一表(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、受付日、受付番号が記載されている書類(受信通知)を合わせて添付すること。ただし、收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は受付日、受付番号が記載されている書類(受信通知)(以下この章において「收受日付印等」という。))のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。以下この章において同じ。))及び所得税青色申告決算書の控え(ただし、所得税青色申告決算書の控えを提出しない場合には、次号によるものとする。)
- ト 申請者の対象期間の売上がわかる書類(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象期間の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。次号チにおいて同じ。)
- チ その他事務局が必要と認める書類

(3) 申請者が個人であって、白色申告を行っている場合は、次のイからチまでの全て

- イ 関連事業者に係る影響確認書(様式第1号-別紙1)
- ロ 宣誓・同意書(様式第2号)
- ハ 別表1に定める申請者の本人情報(氏名、生年月日、現住所)を確認できる書類の写し
- ニ 事業を営んでいることがわかる書類の写し(事業(施設等)を営むために必要となる許可、認可、免許、登録、届出、証明、認証等の写し)

- ホ 申請者（本人）名義の振込口座を確認できる書類
 - へ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の個人確定申告書第一表及び月間事業収入（月別売上）を確認できる書類
 - ト 申請者の対象期間の売上がわかる書類
 - チ その他事務局が必要と認める書類
- (4) 申請者が個人であって、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告を行っている場合は、次のイからヌまでの全て
- イ 関連事業者に係る影響確認書（様式第1号－別紙1）
 - ロ 宣誓・同意書（様式第2号）
 - ハ 別表1に定める申請者の本人情報（氏名，生年月日，現住所）を確認できる書類の写し
 - ニ 事業を営んでいることがわかる書類（事業（施設等）を営むために必要となる許可，認可，免許，登録，届出，証明，認証等の写し）
 - ホ 申請者（本人）名義の振込口座を確認できる書類
 - へ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の個人確定申告書第一表及び雑所得・給与所得（業務委託契約等収入）に係る月間の収入金額等を確認できる書類
 - ト 申請者の対象期間の業務委託契約等収入がわかる書類（売上台帳，帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし，当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には，対象期間の月間の業務委託契約等収入を確認できる他の書類によることも認める。）
 - チ 業務委託契約等収入を得る事業を行っていることがわかる書類
 - リ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（基準年及び対象月以降において有効であるものに限る。）
 - ヌ その他事務局が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

- 第7条 事務局は，前条の規定による申請書の提出があった場合には，当該申請書の内容を審査し，支援金を交付すべきものと認めるときは，交付決定通知書兼額の確定通知書を申請者に送付するものとし，支援金を交付しないものと決定した場合には，宮城県時短要請等関連事業者支援金不交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 事務局は，規則第5条の規定により，第1項に規定する交付決定通知書兼額の確定通知書の通知に際して必要な条件を付すことができる。
 - 3 規則第12条の規定による実績報告については，規則第3条の規定による申請書の提出により当該支援金の実績報告があったものとみなし，規則第13条に規定する額の確定については，第1項の規定による交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。
 - 4 事務局は，審査にあたり，第4条第5号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について，県警本部長あてに照会することができる。
 - 5 事務局は，審査にあたり，第4条第6号に規定する協力金の交付対象者に関する事項について，第7号に規定する月次支援金の給付対象者に関する事項について，および第8号に規定する支援金の交付に関する事項について，宮城県又はそれぞれの支援金等の事務局あてに照会することができる。

（申請の取下げ）

- 第8条 前条の交付の決定を受けた者は，交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり，支援金の申請を取り下げようとするときは，交付の決定のあった日から30日を経過した日までに様式第3号による交付申請取下届出書を事務局に提出しなければならない。

（支援金の交付方法）

- 第9条 支援金は，規則第13条に規定する支援金の額の確定後に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 事務局は支援事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。また、取り消しを行った際、当該申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等を公表する場合がある。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付をうけたとき
- (2) 第3条に規定する要件を満たしていないことが明らかになったとき
- (3) 第4条に規定する要件に該当していることが明らかになったとき
- (4) 第6条に規定する交付申請の内容に関して虚偽その他不正があったとき
- (5) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

(添付書類等及び基本情報の特例)

第11条 申請者は、次の各号により、添付書類等、売り上げの減少に関する算定及び基本情報の特例（以下この章において「申請特例」という。）を用いることができる。

(1) 申請者が法人の場合には、次のイ又はロのいずれかの申請特例を用いることができる。

イ 第6条第3項第1号への添付書類等について、法人確定申告書が、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の法人確定申告書の控え又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替し、第3条第1項第2号ロ及びハに規定する売上の減少について、代替書類の証明する事業年度の事業収入等で算定を行うことができる。

ロ 第7条に規定する支援金の審査について、次のいずれかに該当する申請者は、別表2に定める申請特例への該当要件（以下この章において「申請特例該当要件」という。）を満たす場合、代替措置として、別表2の添付書類等を提出することで、別表2の算定及び基本情報を用いて、第3条第1項第2号ロ及びハに規定する売上の減少に関する算定を行うことができる。

(イ) 2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人である場合

(ロ) 法人事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合

(ハ) 連結納税を行っている場合

(ニ) 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明。以下この章において同じ。）を有する場合

(ホ) 事業収入等を比較する2つの月の間に個人であった者が法人となっている場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合

(ヘ) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

(ト) 2021年1月から同年3月までの間に設立した法人である場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合

(2) 申請者が個人（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人の場合を除く）の場合は、次のイ又はロのいずれかの申請特例を用いることができる。

イ 第6条第3項第2号へ及び同項第3号への添付書類等について、2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、当該年分の住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないものと事務局が認めるときは、当該年の前年分の個人確定申告書の控え又は当該年の前年分の住民税の申告書類の控えで代替し、第3条第1項第3号ロ及びハに規定する売上の減少について、添付書類等の存在する年のいずれかの年の個人事業収入で算定を行うことができる。なお、2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、

当該期間に個人事業収入を得ていない場合、又は、2020年1月から同年の対象月と同じ月までの間に開業した場合であって、この号ロ(イ)による申請特例を用いない場合には、2019年分の個人確定申告書第一表の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書など開業したことがわかる書類を提出するものとする。

ロ 第7条に規定する支援金の審査について、次のいずれかに該当する申請者は、別表3に定める申請特例該当要件を満たす場合、代替措置として、別表3の添付書類等を提出することで、別表3の算定及び基本情報を用いて、第3条第1項第3号ロ及びハに規定する売上の減少に関する算定を行うことができる。

(イ) 2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合

(ロ) 事業収入等を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合

(ハ) 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

(ニ) 2021年1月から同年3月までの間に開業した場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合

(3) 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人の場合は、次のイからハまでのいずれかの申請特例を用いることができる。

イ 第6条第3項第4号への添付書類等について、2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、当該年分の住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、当該年の前年分の個人確定申告書の控え又は当該年の前年分の住民税の申告書類の控えで代替し、第3条第1項第4号ロ及びハに規定する売上の減少について、添付書類等の存在する年のいずれかの年の年間業務委託契約等収入で算定を行うことができる。なお、2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、当該期間に業務委託契約等収入を得ていない場合には、2019年分の個人確定申告書の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書など開業したことがわかる書類を提出するものとする。

ロ 第7条に規定する支援金の審査について、次のいずれかに該当する申請者は、別表4に定める申請特例該当要件を満たす場合、代替措置として、別表4の添付書類等を提出することで、別表4の算定及び基本情報を用いて、第3条第1項第4号ロ及びハに規定する売上の減少に関する算定を行うことができる。

(イ) 2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合

(ロ) 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

ハ 第6条第3項第4号ヌの添付書類等について、次に定める申請者本人に係る書類で代替することができる。

(イ) 申請者が、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第4項に規定する任意継続被保険者である場合 申請者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し並びに使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書若しくは雇用保険被保険者離職証明書（離職票）の写し

(ロ) 申請者が、後期高齢者医療被保険者証を保有している場合 後期高齢者医療被保険者証の写し

(ハ) 申請者が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない個人である場合 申請者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該申請者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業等であって、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類（当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名があるものに限る。）

（報告及び検査）

第12条 事務局は、申請者から提出された基本情報のほか、支給要件を満たさないこと又は不支

給要件に該当することが疑われる場合等、必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

(書類の整備等)

第13条 支援金の交付決定を受けた者は、補助事業の支給要件を満たしていることを明らかにした帳簿当の証拠書類を整備し、かつ支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

第2章 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響緩和に係る酒類販売事業者向け支援金

(趣旨・目的)

第15条 事務局は、緊急事態措置、まん延防止等重点措置又は営業時間短縮等協力要請に伴う飲食店の休業により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業・小規模事業者等に対し、事業の継続を支援するため、予算の範囲内において、宮城県時短要請等関連事業者支援事業運営事業費補助金交付要綱に基づき、時短要請等関連事業者支援金（以下この章において「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下この章において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第16条 この章において「中小企業・小規模事業者等」とは、2021年4月1日時点において、次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人又は個人のことをいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人であること。なお、法人について、申請の対象とする期間が属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除き、法人名が変更されている場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程による法人の番号に変更がない場合については同一の法人、変更がある場合については別の法人とみなす。

(1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

(2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

2 この章において「申請者」とは、支援金において入手した情報について、他の給付との重複など、事業の実施等に必要となる範囲で関係機関が情報を共有することについて、同意のうえ第17条に掲げる要件を満たし、交付申請を行う者のことをいう。

(交付対象者)

第17条 支援金の交付対象となる者は、中小企業・小規模事業者等であって、宮城県内の対象飲食店（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域をいう。以下この章において「緊急事態措置区域」という。）又は新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。以下この章において「重点措置区域」という。）のうち法第31条の6第1項に基づいて都道府県知事が定める区域（以下この章において「措置区域」という。）に所在し、宮城県内で酒類の提供停止を伴う法第45条第2項又は第31条の6第1項に基づいた休業又は営業時間短縮の要請を受けており、かつ、地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店（食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）と直接若しくは間接の取引があること（以下この章においてこれらの影響を総称して「対象措置影響」という。）により、2021年の8月又は9月の月間の法人事業収入（第17条第1項第2号イに規定する法人事業収入をいう。）、個人事業収入（同項第3号イに規定する個人事業収入をいう。）又は業務委託契約等収入（同項第4号イに規定する業務委託契約等収入をいう。）（以下この章においてこれらを総称して「事業収入等」という。）が、申請者の事業へ新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下この章において「基準年」という。）の同じ月の月間の事業収入等と比較して減少した酒類販売事業者（酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者をいう。）であって（以下この章においてこの2021年の月を「対象月」と、基準年の対象月と同じ月を「基準月」という。）、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書（以下この章において「法人確定申告書」という。）の別表1に記載される納税地を宮城県内（以下この章において「県内」という。）に置き、事業を営む法人（ただし、第25条1号ロハ）に該当する場合は、登記事項証明書（全部証明書）に記載された主たる事業所の住所を納税地とみなす）又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下この章において「個人確定申告書」という。）の第一表に記載される住所を県内に置き、事業を営む個人であること

(2) 法人が申請者の場合には、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当しなければならない。

イ 2019年以前から事業を行っている者であって、基準年の8月及び9月（以下この章において「基準期間」という。）が属する事業年度並びに2021年8月及び9月（以下この章において「対象期間」という。）において、法人事業収入（法人確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も事業を継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること

ロ 対象月における月間の法人事業収入（以下この章において「月間法人事業収入」という。）が、その月の対象措置影響により、基準月の月間法人事業収入と比べて30%以上減少していること（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合は、原則として同月を対象とした月次支援金の給付を受けているものとする。）。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、法人事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。

ハ 対象月における月間法人事業収入が、対象措置影響により、基準月の月間法人事業収入と比べて20万円以上減少していること

(3) 個人（ただし、この号に定める個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合を除く。）が申請者の場合には、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当しなければならない。

イ 2019年以前から事業を行っている者であって、基準年及び対象期間において、個人事業収入（個人確定申告書の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、2019年及び2020年の年間の個人事業収入（以下この章において「年間個人事業収入」という。）は当該欄に記載されるものを用いるものとする。ただし、第25条第2号イに基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下この章において「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年及び2020年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。以下この章において同じ。）（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施す

る意思があること

ロ 対象月における月間の個人事業収入（以下この章において「月間個人事業収入」という。）が、その月の対象措置影響により、基準月の月間個人事業収入と比べて30%以上減少していること（ただし、基準月の月間個人事業収入と比べて50%以上減少した場合は、原則として同月を対象とした月次支援金の給付を受けているものとする。）。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、個人事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。

ハ 対象月における月間個人事業収入が、対象措置影響により、基準月の月間個人事業収入と比べて10万円以上減少していること

(4) 申請者が個人であって、前号イに定める個人事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人の場合には、次のイからニのいずれにも該当しなければならない。

イ 2019年以前から事業を行っている者であって、基準年及び対象期間において、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下この章において「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており（個人確定申告書第一表における「収入金額等」の「雑業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの（以下この章において「年間業務委託契約等収入」という。）が、他のいずれの収入（個人確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該個人確定申告書第一表と同年分の個人確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）をいう。）も下回らないことをいう。）、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること

ロ 対象月における月間の業務委託契約等収入（以下この章において「月間業務委託契約等収入」という。）が、その月は、当該月の対象措置影響により、基準月の業務委託契約等収入（雑所得・給与所得（業務委託契約等収入）に係る月間の収入金額等を確認できる書類上の額をいう。以下この章において同じ。）と比べて30%以上減少していること（ただし、基準月の月間業務委託契約等収入と比べて50%以上減少した場合は、原則として同月を対象とした月次支援金の給付を受けているものとする。）。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、月間業務委託契約等収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないものとする。

ハ 対象月における月間業務委託契約等収入が、対象措置影響により、基準月の月間業務委託契約等収入と比べて10万円以上減少していること

ニ 基準年及び対象期間以降において、被雇用者又は被扶養者ではないこと

2 前項第3号ロにおける対象月への該当性の判断において、青色申告を行っている者の場合は、基準月の月間個人事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる各号のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

(1) 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合

(2) 所得税青色申告決算書に月間個人事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合

(3) 合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合

3 第1項第3号ロにおける対象月への該当性の判断において、白色申告を行っている者の場合、個人確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した場合又は第25条第2号イに基づき住民税の申告書類の控えを用いる場合には、基準年の各月における個人事業収入が記載されないことから、基準月の月間事業収入（月別売上）を確認できる書類上の額と、対象月の月間個人事業収入とを比較するものとする。

4 第1項第4号ロにおいて、第25条第3号イの規定に基づき、住民税の申告書類の控えを用い

る場合には、第1項第4号ロに定める個人確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）におけるそれぞれの収入金額の相当するもので代替するものとする。

（不交付要件）

第18条 次のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず支援金の交付を行わない。

- (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人である場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う場合
- (3) 政治団体である場合
- (4) 宗教上の組織又は団体である場合
- (5) 申請者又はその法人の役員が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合。暴力団又は暴力団員等との関係を有する場合。また、暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けている場合
- (6) 緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び営業時間短縮等協力要請の対象となった期間（2021年7月21日午後9時から2021年10月1日午前5時まで）の宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店・大規模施設等）の交付対象者となっている場合（交付の有無は問わない）
- (7) 2021年10月15日から2021年11月12日までに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う法人若しくは任意団体又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者を対象とした宮城県定時定路線・生活維持支援金に対し、同支援金交付要綱に基づき交付の申請を行った又は交付の申請を行う予定のある者である場合
- (8) 対象措置影響によらず、事業活動に季節性がある場合で、通常事業収入等を得られない時期を対象月としている場合
- (9) 対象措置影響によらず、売上計上基準の変更や取引先との取引時期で調整することで、対象月の売上の減少が生じている場合
- (10) 対象措置影響によらず、単に営業日数が減少したことで、対象月の売上が減少している場合
- (11) その他事務局が当該支援金の趣旨・目的に照らして適当ではないと判断した場合

（支援金の額）

第19条 支援金の額は、別表5に掲げる額とし、その交付は対象月につき各1回限りとする。なお、8月、9月を対象月とする第7条に規定による支援金との重複交付は行わないものとする。

（交付申請）

第20条 支援金の申請期間は、申請の受付を開始した日から令和3年11月30日までとする。

- 2 支援金の交付の申請は、申請期間内に、事務局が指定する方法により、事務局に対し行うものとする。なお、合理的な事由により本人による申請が難しく、事由を説明する書類及び委任状が添付されている場合を除き、代理の申請は認めない。また、事務局は、県内に支援場所を設置して、申請者に対し申請の支援を行うことができる。
- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第4号（交付申請書兼実績報告書兼交付請求書）によるものとし、次の各号に掲げる書類（以下この章において「添付書類等」という。）を添付して事務局に提出するものとする。ただし、事務局は次の各号に掲げる書類のうち必要がないと認めるものがある場合には、その添付を省略させることがある。

- (1) 申請者が法人の場合は、次のイからチまでの全て。
 - イ 交付申請額計算書（様式第4号－別紙1）
 - ロ 関連事業者に係る影響確認書（様式第4号－別紙2－1）
 - ハ 取引状況確認書（様式第4号－別紙2－2）
 - ニ 宣誓・同意書（様式第5号）
 - ホ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

へ 酒類販売業免許の写し（ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、現に免許を受けている製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長が発行する酒類製造者や酒類販売業者であること等の証明に関する書類によることも認める。）

ト 対象月の月間法人事業収入が基準月の月間法人事業収入に比べて50%以上減少している場合は、全ての当該対象月についての月次支援金の給付の決定を確認できる書類等の写し（ただし、本支援金の申請時において、同月を対象とした月次支援金の給付を受けていない場合は、対象月の給付の申請したことを確認できる書類等（月次支援金の給付の決定を前提とした月次支援金のマイページの写し（対象月のステータスが申請内容確認中であること及び登録情報欄が確認できること。））によることも認める。）

チ 申請者（法人）名義の振込口座を確認できる書類

リ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の法人確定申告書の写し（法人確定申告書別表1（收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、受付日、受付番号が記載されている書類（受信通知）を合わせて添付すること。）及び法人事業概況説明書の控えの写し）

ヌ 申請者の対象期間の売上がわかる書類（売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象期間の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。）

ル その他事務局が必要と認める書類

(2) 申請者が個人であって、青色申告を行っている場合は、次のイからチまでの全て

イ 交付申請額計算書（様式第4号－別紙1）

ロ 関連事業者に係る影響確認書（様式第4号－別紙2－1）

ハ 取引状況確認書（様式第4号－別紙2－2）

ニ 宣誓・同意書（様式第5号）

ホ 別表1に定める申請者の本人情報（氏名、生年月日、現住所）を確認できる書類の写し

へ 酒類販売業免許の写し（ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、現に免許を受けている製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長が発行する酒類製造者や酒類販売業者であること等の証明に関する書類によることも認める。）

ト 対象月の月間個人事業収入が基準月の月間個人事業収入に比べて50%以上減少している場合は、全ての当該対象月についての月次支援金の給付の決定を確認できる書類等の写し（ただし、本支援金の申請時において、同月を対象とした月次支援金の給付を受けていない場合は、対象月の給付の申請したことを確認できる書類等（月次支援金の給付の決定を前提とした月次支援金のマイページの写し（対象月のステータスが申請内容確認中であること及び登録情報欄が確認できること。））によることも認める。次号ト及び第4号トにおいて同じ。）

チ 申請者（本人）名義の振込口座を確認できる書類

リ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の個人確定申告書の写し（個人確定申告書第一表（收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、受付日、受付番号が記載されている書類（受信通知）を合わせて添付すること。ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は受付日、受付番号が記載されている書類（受信通知）（以下この章において「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。以下この章において同じ。））及び所得税青色申告決算書の控え

(ただし、所得税青色申告決算書の控えを提出しない場合には、次号によるものとする。)

ヌ 申請者の対象期間の売上がわかる書類(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象期間の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。次号ヌにおいて同じ。)

ル その他事務局が必要と認める書類

(3) 申請者が個人であって、白色申告を行っている場合は、次のイからチまでの全て

イ 交付申請額計算書(様式第4号-別紙1)

ロ 関連事業者に係る影響確認書(様式第4号-別紙2-1)

ハ 取引状況確認書(様式第4号-別紙2-2)

ニ 宣誓・同意書(様式第5号)

ホ 別表1に定める申請者の本人情報(氏名、生年月日、現住所)を確認できる書類の写し
ヘ 酒類販売業免許の写し(ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、現に免許を受けている製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長が発行する酒類製造者や酒類販売業者であること等の証明に関する書類によることも認める。)

ト 対象月の月間個人事業収入が基準月の月間個人事業収入に比べて50%以上減少している場合は、全ての当該対象月についての月次支援金の給付の決定を確認できる書類等の写し

チ 申請者(本人)名義の振込口座を確認できる書類

リ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の個人確定申告書第一表及び月間事業収入(月別売上)を確認できる書類

ヌ 申請者の対象期間の売上がわかる書類

ル その他事務局が必要と認める書類

(4) 申請者が個人であって、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告を行っている場合は、次のイからヌまでの全て

イ 交付申請額計算書(様式第4号-別紙1)

ロ 関連事業者に係る影響確認書(様式第4号-別紙2-1)

ハ 取引状況確認書(様式第4号-別紙2-2)

ニ 宣誓・同意書(様式第5号)

ホ 別表1に定める申請者の本人情報(氏名、生年月日、現住所)を確認できる書類の写し
ヘ 酒類販売業免許の写し(ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、現に免許を受けている製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長が発行する酒類製造者や酒類販売業者であること等の証明に関する書類によることも認める。)

ト 対象月の月間個人事業収入が基準月の月間個人事業収入に比べて50%以上減少している場合は、全ての当該対象月についての月次支援金の給付の決定を確認できる書類等の写し

チ 申請者(本人)名義の振込口座を確認できる書類

リ 基準期間をその期間内に含む全ての事業年度分の個人確定申告書第一表及び雑所得・給与所得(業務委託契約等収入)に係る月間の収入金額等を確認できる書類

ヌ 申請者の対象期間の業務委託契約等収入がわかる書類(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象期間の月間の業務委託契約等収入を確認できる他の書類によることも認める。)

ル 業務委託契約等収入を得る事業を行っていることがわかる書類

ヲ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し(基準年及び対象月以降において有効であるものに限る。)

ワ その他事務局が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

- 第21条 事務局は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、前章又は本章のいずれかの支援金について交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書兼額の確定通知書を申請者に送付するものとし、支援金を交付しないものと決定した場合には、宮城県時短要請等関連事業者支援金不交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 事務局は、規則第5条の規定により、第1項に規定する交付決定通知書兼額の確定通知書の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 規則第12条の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により当該支援金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。
- 4 事務局は、審査にあたり、第18条第5号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あてに照会することができる。
- 5 事務局は、審査にあたり、第18条第6号に規定する協力金の交付対象者に関する事項について、および第7号に規定する支援金の交付に関する事項について、宮城県又はそれぞれの支援金等の事務局あてに照会することができる。

(申請の取下げ)

- 第22条 前条の交付の決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の申請を取り下げようとするときは、交付の決定のあった日から30日を経過した日までに様式第3号による交付申請取下届出書を事務局に提出しなければならない。

(支援金の交付方法)

- 第23条 支援金は、規則第13条に規定する支援金の額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第24条 事務局は支援事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第21条の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。また、取り消しを行った際、当該申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等を公表する場合がある。
- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付をうけたとき
- (2) 前章又は本章の支援金の交付の区分に応じ、第3条又は第17条に規定する要件を満たしていないことが明らかになったとき
- (3) 第18条に規定する要件に該当していることが明らかになったとき
- (4) 第20条に規定する交付申請の内容に関して虚偽その他不正があったとき
- (5) 第21条第2項に規定する条件に違反したとき
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

(添付書類等及び基本情報の特例)

- 第25条 申請者は、次の各号により、添付書類等、売り上げの減少に関する算定及び基本情報の特例（以下この章において「申請特例」という。）を用いることができる。
- (1) 申請者が法人の場合には、次のイ又はロのいずれかの申請特例を用いることができる。
- イ 第20条第3項第1号への添付書類等について、法人確定申告書が、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の法人確定申告書の控え又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替し、第3条第1項第2号ロ及びハ又は第17条第1項第2号ロ及びハに規定する売上の減少について、代替書類の証明する事業年度の事業収入等で算定を行うことができる。
- ロ 第21条に規定する支援金の審査について、次のいずれかに該当する申請者は、別表2に定める申請特例への該当要件（以下この章において「申請特例該当要件」という。）を

満たす場合、代替措置として、別表2の添付書類等を提出することで、別表2の算定及び基本情報を用いて、第3条第1項第2号ロ及びハ又は第17条第1項第2号ロ及びハに規定する売上の減少に関する算定を行うことができる。

(イ) 2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人である場合

(ロ) 法人事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合

(ハ) 連結納税を行っている場合

(ニ) 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明。以下この章において同じ。）を有する場合

(ホ) 事業収入等を比較する2つの月の間に個人であった者が法人となっている場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合

(ヘ) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

(ト) 2021年1月から同年3月までの間に設立した法人である場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合

(2) 申請者が個人（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人の場合を除く）の場合は、次のイ又はロのいずれかの申請特例を用いることができる。

イ 第20条第3項第2号へ及び同項第3号への添付書類等について、2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、当該年分の住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないものと事務局が認めるときは、当該年の前年分の個人確定申告書の控え又は当該年の前年分の住民税の申告書類の控えで代替し、第3条第1項第3号ロ及びハ又は第17条第1項第3号ロ及びハに規定する売上の減少について、添付書類等の存在する年のいずれかの年の個人事業収入で算定を行うことができる。なお、2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、当該期間に個人事業収入を得ていない場合、又は、2020年1月から同年の対象月と同じ月までの間に開業した場合であって、この号ロ(イ)による申請特例を用いない場合には、2019年分の個人確定申告書第一表の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書など開業したことがわかる書類を提出するものとする。

ロ 第21条に規定する支援金の審査について、次のいずれかに該当する申請者は、別表3に定める申請特例該当要件を満たす場合、代替措置として、別表3の添付書類等を提出することで、別表3の算定及び基本情報を用いて、第3条第1項第3号ロ及びハ又は第17条第1項第3号ロ及びハに規定する売上の減少に関する算定を行うことができる。

(イ) 2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合

(ロ) 事業収入等を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合

(ハ) 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

(ニ) 2021年1月から同年3月までの間に開業した場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合

(3) 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人の場合は、次のイからハまでのいずれかの申請特例を用いることができる。

イ 第20条第3項第4号への添付書類等について、2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、当該年分の住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場

合は、当該年の前年分の個人確定申告書の控え又は当該年の前年分の住民税の申告書類の控えで代替し、第3条第1項第4号ロ及びハ又は第17条第1項第4号ロ及びハに規定する売上の減少について、添付書類等の存在する年のいずれかの年の年間業務委託契約等収入で算定を行うことができる。なお、2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、当該期間に業務委託契約等収入を得ていない場合には、2019年分の個人確定申告書の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書など開業したことがわかる書類を提出するものとする。

ロ 第21条に規定する支援金の審査について、次のいずれかに該当する申請者は、別表4に定める申請特例該当要件を満たす場合、代替措置として、別表4の添付書類等を提出することで、別表4の算定及び基本情報を用いて、第3条第1項第4号ロ及びハ又は第17条第1項第4号ロ及びハに規定する売上の減少に関する算定を行うことができる。

(イ) 2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合

(ロ) 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

ハ 第20条第3項第4号ヌの添付書類等について、次に定める申請者本人に係る書類で代替することができる。

(イ) 申請者が、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第4項に規定する任意継続被保険者である場合 申請者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し並びに使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書若しくは雇用保険被保険者離職証明書（離職票）の写し

(ロ) 申請者が、後期高齢者医療被保険者証を保有している場合 後期高齢者医療被保険者証の写し

(ハ) 申請者が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない個人である場合 申請者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該申請者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業等であって、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類（当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名があるものに限る。）

（報告及び検査）

第26条 事務局は、申請者から提出された基本情報のほか、支給要件を満たさないこと又は不支給要件に該当することが疑われる場合等、必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

（書類の整備等）

第27条 支援金の交付決定を受けた者は、補助事業の支給要件を満たしていることを明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ支援金の交付を受けた年度の翌年度から7年間保存しておかなければならない。

（その他）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

別表 1

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもの（ただし、新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置が取られているものは除く。）で、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

- 一 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 二 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 三 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 四 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- 五 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）
- 六 上記一から五を保有していない場合、住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票及び各種健康保険証の両方

別表2 支援金に係る中小法人等の申請特例

	申請特例該当要件及び添付書類等の特例	売上げの減少に関する算定及び基本情報の特例等
<p>一 2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人である場合</p>	<p>2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した場合であって、法人を設立した年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準年の月平均の法人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第1号で定める添付書類等（第6条第3項第1号へについては、2019年に法人を設立した場合は、法人を設立した日の属する月から2020年の対象月と同じ月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書第一表の控え及び法人事業概況説明書の控えを提出することで足り、2020年に法人を設立した場合は、法人を設立した日の属する月から2020年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書第一表の控え及び法人事業概況説明書の控えを提出することで足りる。その上で、法人確定申告書が、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、第11条第1号イによる代替書類を提出すること。第6条第3項第1号ハについては、法人の設立年月日が基準年の1月1日から同年12月31日までの間であること。）</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A：基準年の年間の法人事業収入 （以下この別表において「年間法人事業収入」という。）</p> <p>M：基準年の設立後月数（法人を設立した日の属する月から同年12月までの月数とし、法人を設立した日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p>

<p>二 法人事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合</p>	<p>法人事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合であって、申請の対象としようとする2021年の月における合併後の法人の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月における合併前の各法人の月間法人事業収入の合計に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。ただし、2020年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2019年1月から2020年12月までの間に合併した法人は、第11条第1号ロ（イ）の特例を適用することを可能とする。</p> <p>一 第6条第3項第1号で定める添付書類等（第6条第3項第1号へについては、合併前の各法人に係るものとし、同一の当該事業を行っていた法人に係る添付書類等に基づく支援金の交付は、一度に限るものとする。また、同一の事業を行っていた者に係る添付書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とする。第6条第3項第1号ロ、ハ、ホ、ト及びチについては、合併後の法人に係るものとする。第6条第3項第1号ハについては、合併年月日が法人事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p>A - B</p> <p>A：基準月における合併前の各法人の月間法人事業収入の合計</p> <p>B：対象月における合併後の法人の月間法人事業収入</p>
<p>三 連結納税を行っている場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、交付要件を満たす場合、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第1号で定める添付書類等（法人確定申告書別表1の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。）</p>	<p>A - B</p> <p>A：基準月の月間法人事業収入</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p>

<p>四 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書を有する場合</p>	<p>2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（以下この項において単に「罹災証明書等」という。）を有する場合であって、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月の月間法人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第1号で定める添付書類等（第6条第3項第1号へについては、基準年及び2020年の対象月と同じ月をその期間内に含む全ての事業年度に係るもの。）</p> <p>二 罹災証明書等</p>	<p>A - B</p> <p>A：基準月（罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の対象月と同じ月）の月間法人事業収入</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p>
<p>五 事業収入等を比較する2つの月の間に個人であった者が法人となっている場合で、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合</p>	<p>申請者は法人であるが、事業収入等を比較する2つの月の間に個人から法人化したため、添付書類等の一部が個人として作成されている場合であって、申請の対象としようとする2021年の月における法人化後の法人の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月における法人化前の個人の月間個人事業収入又は月間業務委託契約等収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した法人は、第11条第1号ロ（イ）の特例を適用することを可能とする。</p> <p>一 第6条第3項第1号で定める添付書類等（第6条第3項第1号へについては、法人化前の個人に係るものとし、同一の当該事業を行っていた法人に係る添付書類等に基づく支援金の交付は、一度に限るものとする。また、同一の事業を行っていた者に係る添付書類等に基づき複数</p>	<p>A - B</p> <p>ただし、支援金の額については、法人の設立年月日が2021年4月1日までである場合には、20万円とし、2021年4月2日以降の場合には、10万円とする。</p> <p>A：基準月における法人化前の個人の月間個人事業収入</p> <p>B：対象月における法人化後の法人の月間法人事業収入</p>

	<p>の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とする。第6条第3項第1号ロ、ハ、ホ、ト及びチについては、法人化後の法人に係るものとする。第6条第3項第1号ハについては、法人の設立年月日が事業収入等を比較する2つの月の間であること。)</p> <p>二 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。)</p>	
<p>六 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等であって、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月の月間法人事業収入と比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。ただし、月次の法人事業収入を確認できない場合は、基準年度（基準月の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月平均の法人事業収入と対象月の月間法人事業収入とを比較することとする。</p> <p>一 2019年及び2020年の対象月と同じ月をその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの（例えば、特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するもの。ただし、当該事業年度の年間法人事業収入が確認できるものを提出できないことにつ</p>	<p>A - B</p> <p>A：基準月の月間法人事業収入（添付書類等として中欄の第1号で提出のあったものに月次の収入の記載がある場合は基準月の月間法人事業収入の額とし、月次の収入の記載がない場合は基準年度の年間法人事業収入を12で除して得た額とする。)</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p> <p>A及びBの法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。ただし、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金（ただし、添付書類等として中欄の第5号で提出のあったものによる。）に</p>

いて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間法人事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。）

（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合には、ただし書きの要件への該当性を判断するために必要な内訳を含むものとする。）

二 対象月及び基準月の月間法人事業収入が確認できるもの（対象月の属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間法人事業収入については当該情報を記載した他の書類によることも認め、基準月の月間事業収入については基準年度の月平均の法人事業収入によることを認める。）

三 法人名義の振込先口座の通帳の写し

四 申請者の登記事項証明書（全部証明書）（ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等によることも認める。）（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合には、申請者の登記事項証明書（全部証明書）及び所轄庁に認証されていることがわかる書類等。）

五 基準年度の受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。以下この別表において同じ。）の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し（額の確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写し）（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。）

よる収入も法人事業収入に含めることができる。

一 添付書類等として中欄の第1号で提出のあったものにおいて、寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計をいう。以下この別表において同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の基準年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること。

二 申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額をいう。以下この別表において同じ。）が、その月の対象措置影響により、基準月の特定事業収入と比べて30%以上50%未満減少していること（対象月及び基準月の特定事業収入が確認できるものによる。）。

三 添付書類等として中欄の第6号で提出のあったものにおいて、以下のいずれかに該当すること。

イ 申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準月の事業費支出と比べて減少していること。

ロ イに該当しない場合であっても、事業の性質上、対象措置影響により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。

四 添付書類等として中欄の第7号で提出のあったものにおいて、特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、基準年度の活動実績があること。

	<p>六 対象月及び基準月の月間の事業費支出</p> <p>(経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないものをいう。以下この別表において同じ。)が確認できるもの(右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。)</p> <p>七 基準年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し(右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。)</p> <p>八 第6条(様式第2号)による支援金に係る宣誓・同意書</p> <p>九 その他事務局が必要と認める書類</p>	
<p>六の二 特定非営利活動法人及び公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)の場合(特に法人の設立・認証が2019年1月から2020年12月までの間である場合)</p>	<p>申請者が2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した特定非営利活動法人、公益法人等であって、法人を設立した年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準年の月平均の法人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合(ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。)、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることのできる。なお、右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする特定非営利活動法人については、上記「を設立した」とあるのは「の設立の認証を受けた」と、「特定非営利活動法人、公益法人等」とあるのは「特定非営利活動法人」と読み替えて適用する。</p> <p>一 2019年を基準年とする場合には設立・認証日(特定非営利活動法人、公益法人等を設立した日、ただし、右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする特定非営利活動法人の場合は、設立の認証を受けた日をいう。以下この別表において同じ。)の属する月から2020年の対象月と同じ月までを、2</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A：基準年の年間法人事業収入</p> <p>M：基準年の設立・認証後月数 (設立・認証日の属する月から基準年の12月までの月数とし、設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p> <p>A及びBの法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。)のみを対象とする。ただし、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入も法人事業収入に含めることができる。</p>

020年を基準年とする場合には設立・認証日の属する月から同年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの（例えば、特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するもの。ただし、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。）（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合には、活動計算書又は認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書であって、ただし書きの要件への該当性を判断するために必要な内訳を含むものとする。）

二 対象月の月間法人事業収入が確認できるもの（対象月の属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることも認める。）

三 法人名義の振込先口座の通帳の写し

四 申請者の登記事項証明書（全部事項証明書）（ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等によることも認める。）（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合には、申請者の登記事項証明書（全部事項証明書）及び所轄庁に認証されていることがわかる書類等。）

五 基準年の受取助成金・補助金の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し（額の確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写し）（右の

一 寄附金等が事業活動と密接に関連しており、①設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が、②設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、i) 認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合が50%以上であること。

二 申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の特定事業収入と比べて、50%以上減少していること。

三 以下のいずれかに該当すること。

イ 申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の事業費支出と比べて減少していること。

ロ イに該当しない場合であって、事業の性質上、申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月

	<p>算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。)</p> <p>六 対象月及び基準年の事業費支出が確認できるもの（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。)</p> <p>七 次に掲げるいずれかの書類（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。)</p> <p>イ 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し</p> <p>ロ 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、 i) 設立当初年度の事業計画書、及び、 ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類</p> <p>八 第6条（様式第2号）による支援金に係る宣誓・同意書</p> <p>九 その他事務局が必要と認める書類</p>	<p>の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均の事業費支出と比べて増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。</p> <p>四 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。</p>
<p>六の三 特定非営利活動法人及び公益法人等</p> <p>(法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)の場合(特に法人の設立・認証が2021年1月から同年</p>	<p>申請者が2021年1月から同年3月までの間に法人を設立した特定非営利活動法人、公益法人等、又は、2020年1月から同年12月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている特定非営利活動法人、公益法人等であって、2021年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数(設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)</p> <p>で除して得た額に比べて30%以上50%未満減少している場合(ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。)、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。なお、右の算定及び基本情報の</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A: 2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計</p> <p>M: 2021年1月から同年3月までの間の運営月数(設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。ただし、2020年1月から同年12月までの間に設立・認証日があり、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ており、本特例を用いる場合は、3とする。以下この</p>

<p>3月までの間である場合、又は、法人の設立・認証が2020年1月から同年12月までの間であって、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合)</p>	<p>特例のただし書きの適用を受けようとする特定非営利活動法人については、上記「を設立し」とあるのは「の設立の認証を受け」と、「特定非営利活動法人、公益法人等」とあるのは「特定非営利活動法人」と読み替えて適用する。</p> <p>一 2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計が確認できるもの（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合には、ただし書きの要件への該当性を判断するために必要な内訳を含むものとする。）</p> <p>二 対象月の月間法人事業収入が確認できるもの（対象月の属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>三 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>四 申請者の登記事項証明書（全部事項証明書）（ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等によることも認める。）（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合には、申請者の登記事項証明書（全部事項証明書）及び所轄庁に認証されていることがわかる書類等。）</p> <p>五 2021年1月から同年3月までの間の受取助成金・補助金の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し（額の確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写し）（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。）</p> <p>六 対象月及び2021年1月から同年3月までの間の事業費支出が確認できるもの（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。）</p>	<p>項において同じ。)</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p> <p>A及びBの法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。ただし、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入も法人事業収入に含めることができる。</p> <p>一 寄附金等が事業活動と密接に関連しており、2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計が確認できるものにおける2021年1月から同年3月までの間の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること。</p> <p>二 申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの間の特定事業収入の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で除して得た額と比べて、30%以上50%未満減少していること。</p> <p>三 申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、2021年1月から同年3月までの間の事業費支出の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で除して得た額と比べた際に、以下のいずれかに該当すること。</p>
--	--	--

	<p>七 次に掲げるいずれかの書類（右の算定及び基本情報の特例のただし書きの適用を受けようとする場合に限る。）</p> <p>イ 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し</p> <p>ロ 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、 i) 設立当初年度の事業計画書、及び、 ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類</p> <p>八 第6条（様式第2号）による支援金に係る宣誓・同意書</p> <p>九 その他事務局が必要と認める書類</p>	<p>イ その月の対象措置影響により、減少していること。</p> <p>ロ イに該当しない場合であって、事業の性質上、その月の対象措置影響により、増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。</p> <p>四 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。</p>
<p>七 2021年1月から同年3月までの間に設立した法人である場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業</p>	<p>一 2021年1月から同年3月までの間に法人を設立した場合であって、2021年を基準年とした上で、申請の対象としようとする月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年の法人を設立した日の属する月から同年3月までの月平均の法人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例及び右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>イ 第6条第3項第1号で定める添付書類等（第6条第3項第1号へについては、2021年の開業日の属する月から同年3月までの間の法人事業収入の合計が確認できるもの。第6条第3項第1号ハについては、法人の設立年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間であること。）</p> <p>二 2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した者であって、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合であり、2021年を基準年とした上で、申請の対</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A：2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計</p> <p>M：法人を設立した日の属する月から2021年3月までの間の設立後月数（法人を設立した日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。ただし、2020年1月から同年12月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ており、本特例を用いる場合は、3とする。）</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p>

<p>収入を得ている場合</p>	<p>象としようとする月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの月平均の法人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例及び右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>イ 第6条第3項第1号で定める添付書類等（第6条第3項第1号へについては、2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計が確認できる書類。第6条第3項第1号ハについては、法人の設立年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であること。）</p>	
------------------	--	--

別表3 支援金に係る個人等の申請特例

	申請特例該当要件及び添付書類等の特例	売り上げの減少に関する算定及び基本情報の特例等
<p>一 2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合</p>	<p>2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合であって、開業した年を基準年とした上で、申請の対象としようとする月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準年の月平均の個人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間個人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第2号又は同項第3号で定める添付書類等（第6条第3項第2号へ及び同項第3号へについては、2020年1月から同年12月までの間に開業した場合、2019年分の個人確定申告書第一表の控えについて提出することを要しない。）</p> <p>二 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2020年12月31日以前で、当該届出書の收受日が2021年4月1日以前であり、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>ロ 事業開始等申告書（事業開始の年月日が2020年12月31日以前で、当該申告書の收受日が2021年4月1日以前であり、收受日付印等が押印されていること。）</p> <p>ハ 上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開始の年月日が2020年12月31日以前で、当該書類の発行/收受日が2021年4月1日以前であること。）</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A：基準年の年間個人事業収入</p> <p>M：基準年の開業後月数（開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）</p> <p>B：対象月の月間個人事業収入</p>

<p>二 事業収入等を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合、基準期間及び対象期間で同一の事業を行っている場合</p>	<p>個人事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合であって、申請の対象としようとする2021年の月における事業の承継を受けた者の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月における事業を行っていた者の月間個人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。ただし、2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できず、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた者は、第11条第2号ロ（イ）の特例を適用することを可能とする。</p> <p>一 事業を行っていた者の死亡による事業承継でない場合</p> <p>イ 第6条第3項第2号又は同項第3号で定める添付書類等（第6条第3項第2号へ及び同項第3号へについては、事業を行っていた者の名義に係るものとし、同一の当該事業を行っていた者に係る添付書類等に基づく支援金の交付は、一度に限るものとする。また、同一の事業を行っていた者に係る添付書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とする。その他添付書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>ロ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>（イ）個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から同年4月1日までの間とされており、収受日が2021年5月1日以前で、収受日付印が</p>	<p>A - B</p> <p>A：基準月における事業を行っていた者の月間個人事業収入</p> <p>B：対象月における事業の承継を受けた者の月間個人事業収入</p>
--	--	---

押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。

(ロ)上記以外で、開業日、所在地、代表者、業種、書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開始の年月日が2021年1月1日から4月1日の間とされており、当該書類の発行/收受日が2021年5月1日以前であること。)

二 事業を行っていた者の死亡による事業承継である場合

イ 第6条第3項第2号又は同項第3号で定める添付書類等（第6条第3項第2号へ及び同項第3号へについては、事業を行っていた者（死亡した者）の名義によるものに限ることとし、同一の当該事業を行っていた者に係る添付書類等に基づく支援金の交付は、一度に限るものとする。また、同一の事業を行っていた者に係る添付書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とする。その他添付書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。)

ロ 次に掲げるいずれかの書類

(イ)個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間であり、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。)

(ロ)上記以外で、開業日、所在地、代表者、業種、書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開

	<p>始の年月日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間であること。)</p> <p>ハ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(イ) 所得税の青色申告承認申請書（「5 相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致しており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(ロ) 個人の死亡届出書（「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(ハ) 準確定申告書類の控え（死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>(ニ) 医療機関が発行した死亡を証明する書類死亡年月日が申請日以前であり、死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。)</p>	
<p>三 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（以下この項において単に「罹災証明書等」という。）を有する場合であって、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月の月間個人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間個人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、</p>	<p>A - B</p> <p>A：基準月（罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の対象月と同じ月）の月間個人事業収入</p> <p>B：対象月の月間個人事業収入</p>

	<p>事務局が特に必要と認める場合を除く。), 次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第2号又は同項第3号で定める添付書類等(第6条第3項第2号へ及び同項第3号へについては、基準年分及び2020年分に係るもの。)</p> <p>二 罹災証明書等</p>	
<p>四 2021年1月から同年3月までの間に開業した場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合</p>	<p>一 2021年1月から同年3月までの間に開業した場合であって、2021年を基準年としたうえで、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年の開業日の属する月から同年3月までの月平均の個人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合(ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。), 次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>イ 第6条第3項第2号又は同項第3号で定める添付書類等(第6条第3項第2号へ及び同項第3号へについては、2021年の開業日の属する月から同年3月までの間の個人事業収入の合計が確認できるもの。</p> <p>ロ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(イ) 開業・廃業等届出書(所得税法第29条)(開業日が2021年1月1日から同年3月31日までの間であって、当該届出書の提出日が2021年5月1日以前であり、收受日付印が押印(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付)されていること。)</p> <p>(ロ) 事業開始等申告書(事業開始の年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間であって、当該申告書の提出日が2021年5月1日以前であり、收受日付印等が押印されていること。)</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A : 2021年1月から同年3月までの間の個人事業収入の合計</p> <p>M : 開業日の属する月から2021年3月までの間の開業月数(開業した月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。ただし、2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ており、本特例を用いる場合には、3とする。)</p> <p>B : 対象月の月間個人事業収入</p>

(ハ)上記(イ)及び(ロ)以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類(事業開始の年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間であって、当該書類の発行/收受日が2021年5月1日以前であること。)

二 2020年1月から同年12月までの間に開業した者であって、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合であって、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの月平均の個人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合(ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。)、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。

イ 第6条第3項第2号又は同項第3号で定める添付書類等(第6条第3項第2号へ及び同項第3号へについては、2021年1月から同年3月までの間の個人事業収入の合計が確認できるもの。

ロ 次に掲げるいずれかの書類

(イ)開業・廃業等届出書(所得税法第29条)(開業日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であって、当該届出書の提出日が2021年4月1日以前であり、收受日付印が押印(e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付)されていること。)

(ロ)事業開始等申告書(事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であって、当該申告書の提出日が2021年4月1日以前であり、收受日付印等が押印されていること。)

	<p>(ハ)上記(イ)及び(ロ)以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類(事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であって、当該書類の発行/收受日が2021年4月1日以前であること。)</p>	
--	--	--

別表4 支援金に係る主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人等の申請特例

	申請特例該当要件及び添付書類等の特例	売上げの減少に関する算定及び基本情報の特例等
<p>一 2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合</p>	<p>2019年1月から2020年12月までの間に開業した場合であって、開業した年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間業務委託契約等収入が、その月の対象措置影響により、基準年の月平均の業務委託契約等収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間個人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第4号で定める添付書類等（第6条第3項第4号へについては、2020年1月から同年12月までの間に開業した場合、2019年分の個人確定申告書第一表の控えについて提出することを要しない。）</p> <p>二 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2020年12月31日以前で、当該届出書の收受日が2021年4月1日以前であり、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>ロ 事業開始等申告書（事業開始の年月日が2020年12月31日以前で、当該申告書の收受日が2021年4月1日以前であり、收受日付印等が押印されていること。）</p> <p>ハ 上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開始の年月日が2020年12月31日以前で、当該書類の発行/收受日が2021年4月1日以前であること。）</p>	<p>$A \div M - B$</p> <p>A：基準年の年間業務委託契約等収入</p> <p>M：基準年の開業後月数（開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）</p> <p>B：対象月の月間業務委託契約等収入</p>

<p>二 2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（以下この項において単に「罹災証明書等」という。）を有する場合であって、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間業務委託契約等収入が、その月の対象措置影響により、基準年の月平均の業務委託契約等収入に比べて30%以上50%未満減少している場合（ただし、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した場合で、事務局が特に必要と認める場合を除く。）、次の添付書類等の特例並びに右の算定及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第3項第4号で定める添付書類等（第6条第3項第4号へについては、2020年分及び基準年分に係るもの。）</p> <p>二 罹災証明書等</p>	<p>$A \div 12 - B$</p> <p>A：基準年（罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年）の年間業務委託契約等収入</p> <p>B：対象月の月間業務委託契約等収入</p>
--	---	--

別表5 宮城県時短要請関連事業者支援金（酒類販売事業者向け）支援金の額

	基準月の月間事業収入と比較した際の 対象月の月間事業収入の減少率	支援金の額の算出方法
一 法人の 場合	減少率30%以上50%未満の場合	定額20万円/月
	減少率50%以上70%未満の場合	A - B - C（ただし千円未満切捨て とし、上限は20万円/月とする） A：基準月の月間事業収入 B：対象月の月間事業収入 C：月次支援金の給付相当額 （法人の場合20万円，個人 の場合10万円）
	減少率70%以上90%未満の場合	A - B - C（ただし千円未満切捨て とし、上限は40万円/月とする） A：基準月の月間事業収入 B：対象月の月間事業収入 C：月次支援金の給付相当額 （法人の場合20万円，個人 の場合10万円）
	減少率90%以上の場合	A - B - C（ただし千円未満切捨て とし、上限は60万円/月とする） A：基準月の月間事業収入 B：対象月の月間事業収入 C：月次支援金の給付相当額 （法人の場合20万円，個人 の場合10万円）

<p>二 個人の 場合</p>	<p>減少率 30%以上 50%未満の場合</p>	<p>定額 10万円/月</p>
	<p>減少率 50%以上 70%未満の場合</p>	<p>A - B - C (ただし千円未満切捨てとし、上限は 10万円/月とする)</p> <p>A : 基準月の月間事業収入 B : 対象月の月間事業収入 C : 月次支援金の給付相当額 (法人の場合 20万円, 個人の場合 10万円)</p>
	<p>減少率 70%以上 90%未満の場合</p>	<p>A - B - C (ただし千円未満切捨てとし、上限は 20万円/月とする)</p> <p>A : 基準月の月間事業収入 B : 対象月の月間事業収入 C : 月次支援金の給付相当額 (法人の場合 20万円, 個人の場合 10万円)</p>
	<p>減少率 90%以上の場合</p>	<p>A - B - C (ただし千円未満切捨てとし、上限は 30万円/月とする)</p> <p>A : 基準月の月間事業収入 B : 対象月の月間事業収入 C : 月次支援金の給付相当額 (法人の場合 20万円, 個人の場合 10万円)</p>